

「令和7年度雇用均等基本調査」について ～女性の管理職割合や育児休業取得率など

【厚生労働省】より「公表」された情報です。

厚生労働省は、この度、「令和7年度雇用均等基本調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

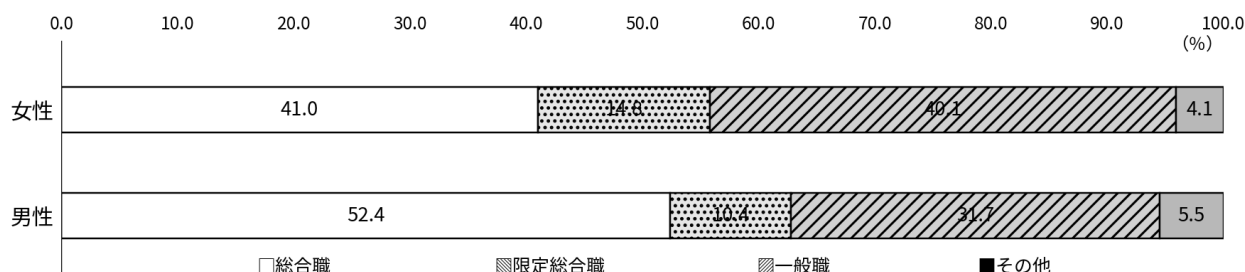
「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しています。令和7年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職等に占める女性割合や、育児休業制度の利用状況などについて、令和7年10月1日現在の状況を調査しました。

【企業調査結果のポイント】

■女性の正社員・正職員の構成比

女性の正社員・正職員に占める各職種の割合は、総合職が41.0%（令和6年度37.5%）、一般職40.1%（同40.0%）、限定総合職14.8%（同14.6%）となっている。平成28年度に新たに調査事項に加えて以降、今回の調査ではじめて総合職の割合が一般職の割合を上回った。

図2 男女別職種別正社員・正職員割合



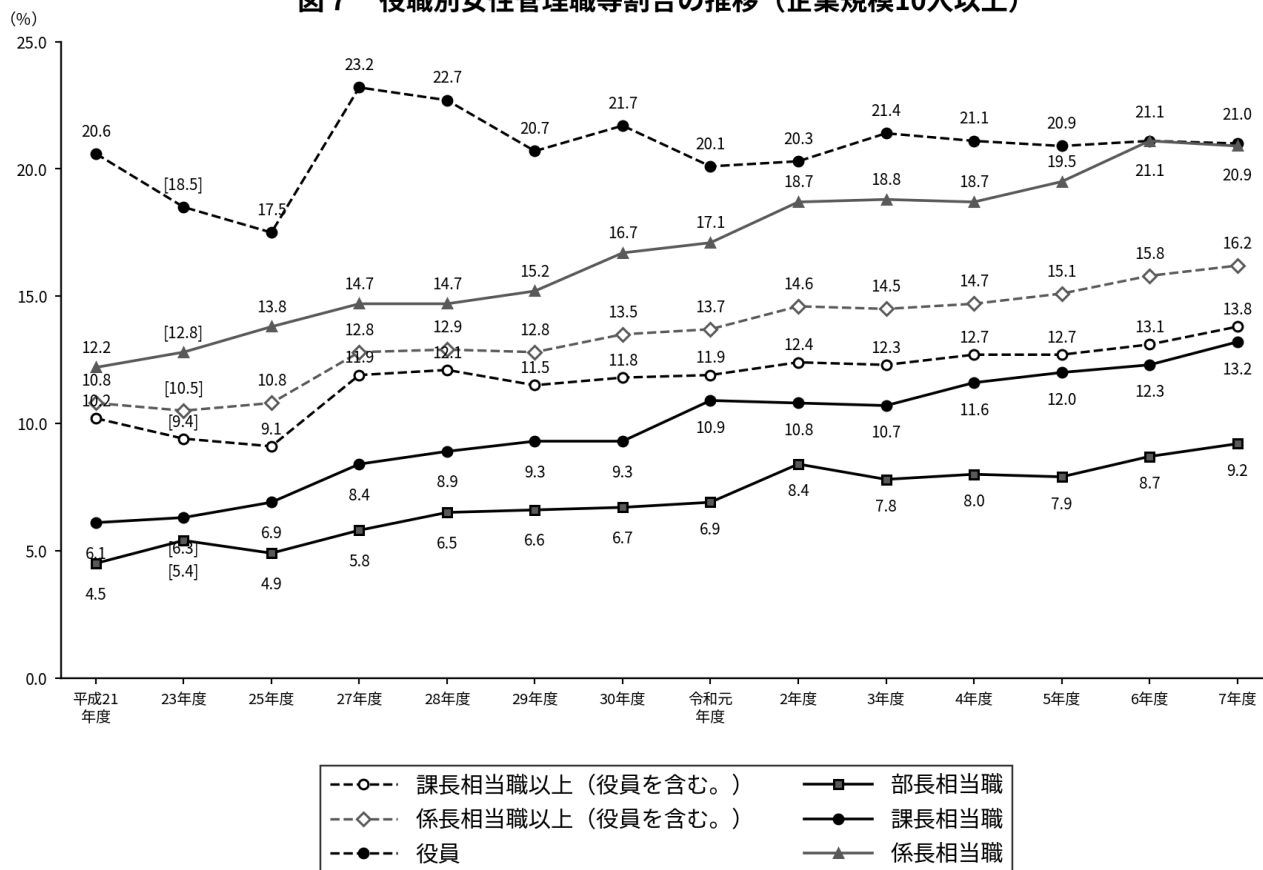
注) 職種については、コース別雇用管理制度の有無に関わらず、実質的に近い職種を調査した。

出典：厚生労働省

■管理職等に占める女性の割合

管理職等に占める女性の割合は、部長相当職では9.2%（令和6年度8.7%）、課長相当職では13.2%（同12.3%）、係長相当職では20.9%（同21.1%）となっている。

図7 役職別女性管理職等割合の推移（企業規模10人以上）



*平成23年度の〔〕内の割合は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：厚生労働省

【事業所調査結果のポイント】

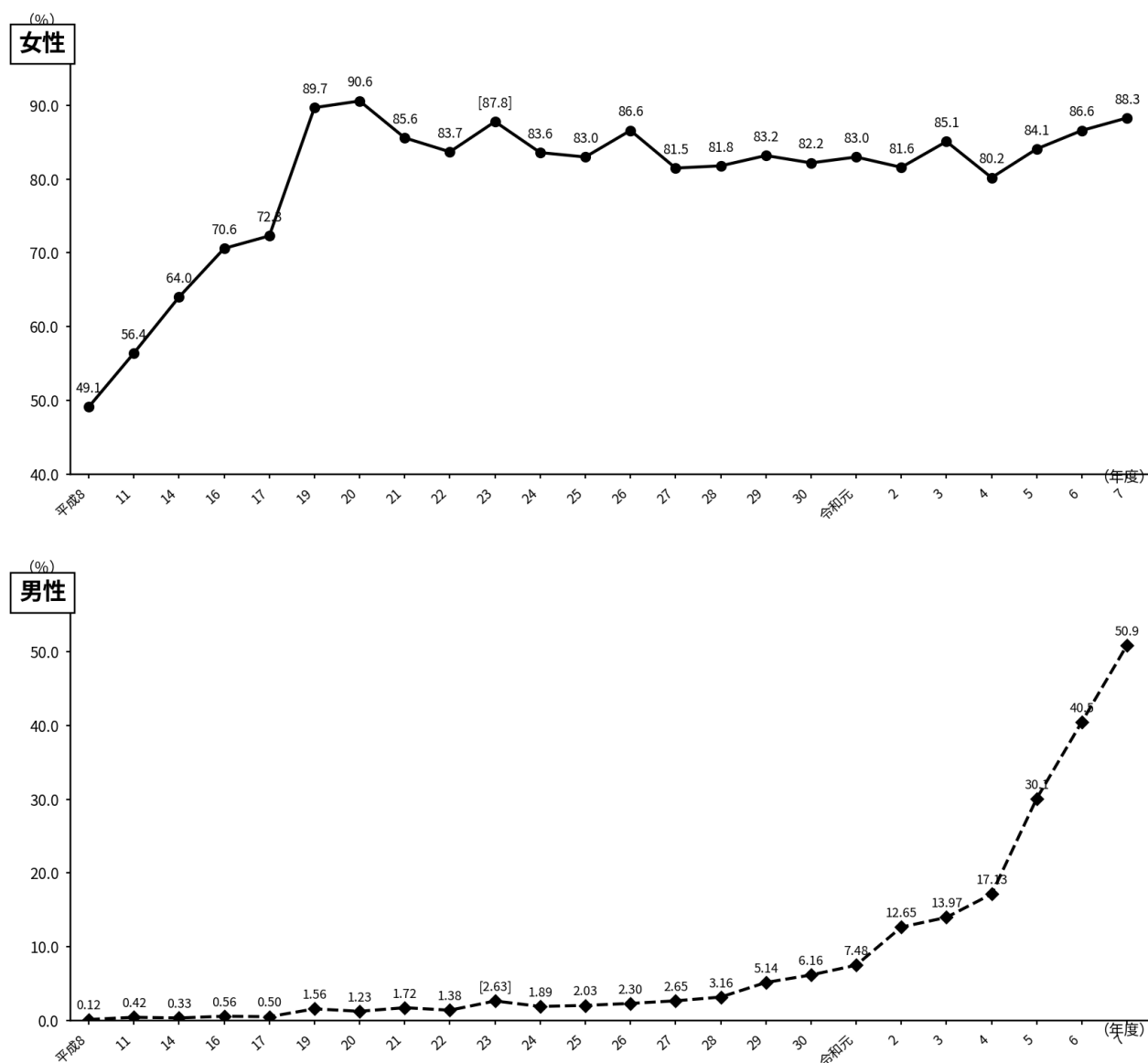
■育児休業取得者の割合

女性：88.3%（令和6年度 86.6%）

男性：50.9%（同 40.5%）

※令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性（男性の場合は配偶者が出産した男性）のうち、令和7年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合。

図4 育児休業取得率の推移



注：平成23年度の〔〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：厚生労働省

詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r07.html>